

3 個別労働関係紛争のあっせん・労働相談

(1) 概要

- ア 平成13年10月から、知事委任による個別労働関係紛争に係るあっせん及び労働相談を実施している。
- イ 令和4年度のあっせんに係る労働相談の実件数は170件で、うち162件が労働者からの相談であった。
また、相談項目別では、「経営又は人事」に関するものが57件(33.5%)と最も多く、次いで「労働条件等」に関する相談が42件(24.7%)であった。
- ウ 令和4年度中のあっせん事件は2件あり、その結果は解決1件、不開始1件だった。

(2) 労働相談の状況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

相談項目		区分	労働者	事業主	双方	計
実件数			162	8		170
相談方法	訪問		37	2		39
	電話		114	6		120
	電子メール		11			11
延べ件数			162	8		170
経営又は人事			50	7		57
ア	解雇		14	1		15
イ	配置転換、出向・転籍		11	2		13
ウ	復職		1			1
エ	懲戒処分		3			3
オ	退職		14	1		15
カ	勤務延長、再雇用		2			2
キ	その他経営又は人事		5	3		8
賃金等			11	1		12
ク	賃金未払い		4			4
ケ	賃金増額		1			1
コ	賃金減額		1			1
サ	一時金		1			1
シ	退職一時金		1			1
ス	解雇手当					
セ	休業手当		1			1
ソ	諸手当					
タ	その他賃金		2	1		3
チ	年金(企業年金・厚生年金等)					
労働条件等			42			42
ツ	労働契約		7			7
テ	労働時間		2			2
ト	休日・休暇		4			4
ナ	年次有給休暇		5			5
ニ	育児休業・介護休業					
ヌ	時間外労働		5			5
ネ	安全・衛生					
ノ	福利厚生制度					
ハ	社会保険		1			1
ヒ	労働保険		8			8
フ	その他の労働条件等		10			10
職場の人間関係			41			41
ヘ	セクハラ		1			1
ホ	嫌がらせ		40			40
その他			18			18
マ	その他		18			18

(参 考) 無料相談会の実施状況

年 度	開 催 日 時	会 場	相 談 件 数
平成 25	平成 25 年 10 月 19 日 (土)13~16 時	森林水産会館 5 階	3 件 (労 1 件、他 2 件)
	平成 26 年 3 月 8 日 (土)10~15 時	森林水産会館 1 階	6 件 (労 6 件、使 0 件)
26	平成 27 年 3 月 7 日 (土) "	ボルフアート とやま 3 階	9 件 (労 9 件、使 0 件)
27	平成 28 年 3 月 12 日 (土) "	県民会館 6 階	12 件 (労 11 件、使 1 件)
28	平成 29 年 3 月 11 日 (土) "	"	9 件 (労 9 件、使 0 件)
29	平成 30 年 3 月 10 日 (土) "	"	12 件 (労 12 件、使 0 件)
30	平成 31 年 3 月 9 日 (土) "	"	8 件 (労 8 件、使 0 件)
令和元	令和 2 年 3 月 14 日 (土) "	"	12 件 (労 11 件、使 1 件)
2	令和 3 年 3 月 13 日 (土) "	"	4 件 (労 4 件、使 0 件)
3	令和 4 年 3 月 12 日 (土) "	"	2 件 (労 2 件、使 0 件)
4	令和 5 年 3 月 11 日 (土) "	"	20 件 (労 19 件、使 1 件)

* 無料相談会は平成 15 年度から実施。令和 4 年度の相談件数は(2)に掲げた実件数の内数。

(3) 個別あっせんの状況(令和4年度)

取 扱 件 数			不開始 件 数	終 結 件 数			合 計	翌年度 繰 越
前年度か らの繰越	新 規	計		解 決	打切り	取下げ		
0	2	2	1	1	0	0	2	0

(4) 個別あっせん一覧表

申出番号・事件名	申出年月日	終結年月日	終結事由	業 種
個4-1 雇用関係存続確認事件	4.6.29	4.9.1	不開始	生活関連サービス業
個4-2 損害賠償額確定請求事件	4.7.25	4.11.1	解決	飲食サービス業

ア 不開始事件の状況

申出番号 ・事件名	年月日	概 要
個4-1 雇用関係 存続確認 事件	申 出 4.6.29	<p>【申 出 者】 アルバイト 【被申出者】 生活関連サービス業 【調整事項】 解雇撤回又は不当解雇に対する金銭補償 【経 過】 申出者が、会社の規則違反を理由として解雇を通告されたことに対し、原職復帰又は解雇されたことに対する金銭補償を求めたもの。</p>
	終 結 4.9.1	<p>6.29 申出書提出 6.30 被申出者事前調査 7.1 申出者があっせん手続を暫く保留したいとの意向を表明 9.1 不開始決定 申出者と長期間連絡が取れなくなったことから、申出者にあっせん継続の意思がないと判断し、不開始決定を行った。</p>

イ 終結事件の状況

申出番号 ・事件名	年月日	終結 事由	概 要
個4-2 損害賠償 額確定請 求事件	申 出 4.7.25	解決	<p>【申 出 者】 パートタイマー 【被申出者】 飲食サービス業 【調整事項】 謝罪、勤務日数減少に伴う給料減額分の補償及び精神的苦痛に対する慰謝料 【経 過】 申出者が、同僚からのいじめ・嫌がらせを社内・社外に相談したことで、被申出者から、勤務日数の減少・雇止め等の対応を受けたとして、謝罪、勤務日数減少に伴う給料減額分の補償及び精神的苦痛に対する慰謝料を求めたもの。</p>
	終 結 4.11.1		<p>7.25 申出書提出 8.4 被申出者事前調査 11.1 あっせん開催 被申出者が申出者に対し、解決金を支払うこと等で双方が合意し、解決した。 【合意概要】 1 乙（被申出者）は、甲（申出者）に対し、甲の勤務条件の変更及び雇用関係の終了に関して誠意を尽くして対応すべきであったことに遺憾の意を表す。 2 乙は、甲に対し、解決金として、勤務日数減による給料減額分を支払う。 3 甲と乙は、合意文書に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。 【あっせん員】 上田会長代理、前野委員、本江委員</p>

ウ 係属中の事件の状況

なし